

千葉県報

号外
令和8年10月13日

主要目次

条例

○ 千葉県フェーズフリー推進条例

○ 千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例の一部を改正する条例

条例

例

千葉県フェーズフリー推進条例をここに公布する。

令和八年十月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第二十九号

千葉県フェーズフリー推進条例

(目的)

第一条 この条例は、フェーズフリーの推進について、基本理念を定め、県の責務並びに県民（県内において就学し、又は就労する者を含む。以下同じ。）、事業者及び市町村の役割を明らかにするとともに、推進体制の整備並びに教育及び知識の普及を定めることにより、千葉県防災基本条例（平成二十五年千葉県条例第五十九号）と相まって、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「フェーズフリー」とは、平時であると災害時であるとを問わず、施設、設備、製品及び役務等（以下「施設等」という。）を円滑に利用できるようにしていくことをいう。

2 この条例において「災害時」とは、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する災害が発生した時をいう。

(基本理念)

第三条 フェーズフリーの推進は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一 平時において利用する施設等について、その用途、機能等の見直しを行うことにより、災害時においても県民の心身の健康及び生活の質の維持に資するものとなるようにすること。

二 災害時において利用する施設等について、その用途、機能等の見直しを行うことにより、平時においても県民の生活の利便性及び安全性の向上に資するものとなるようにすること。

にすること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、フェーズフリーの推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の役割)

第五条 県民は、フェーズフリーの重要性に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、フェーズフリーの考え方を踏まえた取組を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、フェーズフリーの考え方を踏まえた取組を行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第七条 市町村は、その地域の实情に応じたフェーズフリーの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第八条 県は、フェーズフリーの推進に関する施策の総合的な推進を図るために必要な体制を整備するものとする。

(教育及び知識の普及)

第九条 県は、フェーズフリーの重要性に関する県民、事業者等の理解を深めるため、フェーズフリー及びその考え方を踏まえた取組に関する教育の充実並びに知識の普及のための広報及び啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県条例第三十号

千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県議会議員の定数及び選挙区等に関する条例（昭和四十九年千葉県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「九十五人」を「九十六人」に改める。

第二条の表船橋市選挙区の項中「七人」を「八人」に改め、同表匝瑳市選挙区の項中「匝瑳市選挙区」を「匝瑳市・香取郡多古町選挙区」に改め、「区域」の下に「及び香取郡多古町の区域」を加え、同表香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区の項中「香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区」を「香取市・香取郡神崎町選挙区」に、「並び

に」を「及び」に改め、「及び多古町」を削る。

附
則

(施行期日)

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

(經過措置)

2 この条例の施行の際現に千葉県議会議員の職にある者に係る千葉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、その任期が終わる日までの間に限り、なお従前の例による。

購読料 本号 一部

六四

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

購読申込先

○四三(二二三) 一六五八